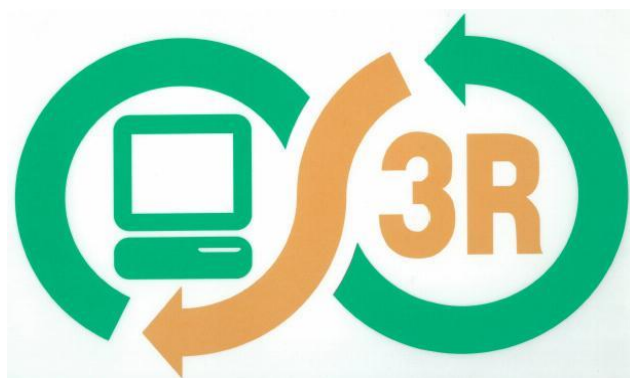


PCグリーンラベル制度 実施要領 (Ver. 12)



2011年11月

一般社団法人 パソコン3R推進協会

目 次

1. PCグリーンラベル制度の概要	3
2. PCグリーンラベル制度の運営体制	4
3. PCグリーンラベル基準項目	7
4. 様式1 記入マニュアル【企業審査 Ver. 6】	11
5. 様式2 記入マニュアル【製品審査 Ver. 12】	13
6. PCグリーンラベルロゴマークの使用に関する規程	19
7. PCグリーンラベル環境性能の可視化に関する規程	22
8. カタログ及び Web サイトへの記載例	25

関連資料

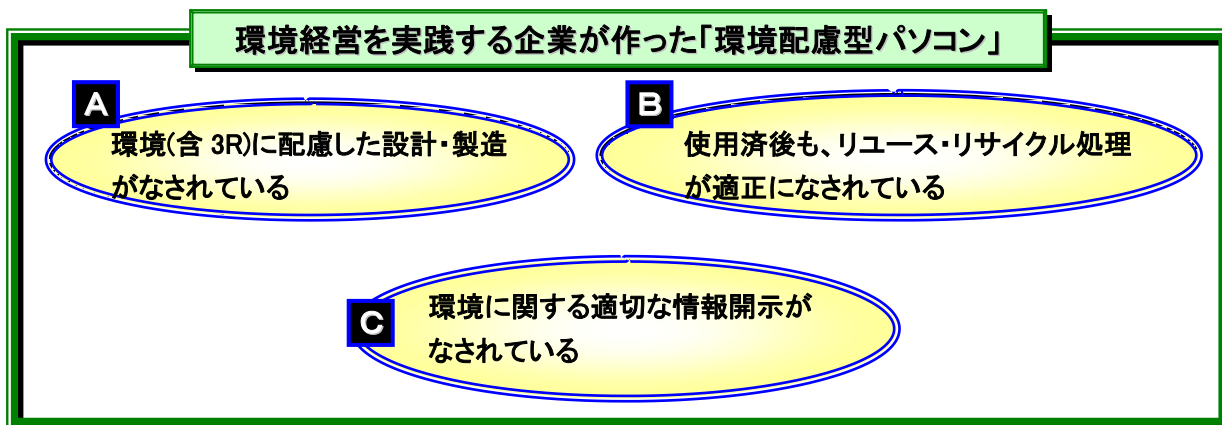
企業審査チェックリスト Ver. 6 【様式1】

製品審査チェックリスト Ver. 12 【様式2】

PCグリーンラベル制度の概要

1 ラベルのコンセプト

環境に対するパソコンの包括的取組みを表現するもので、3つのコンセプトから構成されている。



- 環境だけでなく、3R も含めて環境に関する企業体制～製品設計/製造面に亘る広範囲な取組み姿勢を表現。
- ライフが極めて短いという商品特性を踏えて、自己宣言型とする。
- トップランナー方式ではなく、業界全体での環境への底上げを目指すというアプローチ。

2 ユーザーから見たラベルの魅力：“企業もパソコンも共に環境面で安心”

- パソコンを選択(及び使用)する上で、環境に関する情報開示が適切になされている。
- パソコンを使用する上で、省エネルギー性、安全性など環境に十分配慮された設計・製造がなされている。
- 使用済パソコンとして引き取られた後も、リユース・リサイクル処理が適正になされている。

3 ラベルの位置づけ

循環型社会の形成を促進する意志を表明するとともに、業界共通の自主的指針(目標)を満たした ISO14020 シリーズのタイプ II 環境ラベル。製品審査基準との適合性については、メーカーの責任とし、一般社団法人パソコン3R推進協会(以下、「PC3R」という。)は一切の責任を負わない。

4 制度の対象製品

本制度は、パソコン及びそのディスプレイを対象とし、付属品(キーボード、マウス、リモコン、ACアダプターなど)を含むものとする。

注1) パソコンは、ノート型(タブレット型含む)、デスクトップ型、一体型に分類される。

2) 日本国内での販売製品を対象とする。なお、特定ユーザー向け製品も対象にできる。

3) シンクライアントは、ハードウェアがパソコンベースかつPCグリーンラベルの企業審査基準及び製品審査基準の各項目全てに該当する場合は対象にできる。

4) ネットブックは、販売形態がパソコンかつPCグリーンラベルの企業審査基準及び製品審査基準の各項目全てに該当する場合は対象にできる。

5) パソコン用のキーボードやマウスなどの単独製品、販売形態がサーバーとして分類される製品、ワークステーションは対象外である。

PCグリーンラベル制度の運営体制

1 運営体制

PC3R の正会員企業が参加する「PC グリーンラベル委員会」(以下、「ラベル委員会」という。)を中心に運営を図る。

2 ラベル委員会の活動内容

「ラベル委員会」のタスクは、PCグリーンラベル制度(以下、「ラベル制度」という。)の運営・普及促進を図ることである。

(1) 基準内容の策定

- ① 審査基準は、「ラベル委員会」によって策定される。また、1回/2年を目処に、「企業審査基準」、「製品審査基準」及び「実施要領」の見直しを行う。
- ② 審査については「企業審査」と「製品審査」がある。いずれも、ISO14020 シリーズのタイプ II 環境ラベルの精神を尊重し、各メーカーサイドで所定のチェックリストにより、合否を決定できる形とする。
- ③ 「企業審査」について
 - (a) PC3R の正会員以外のメーカーがラベル制度を利用する場合は、事前に PC3R に入会しなければならない。
 - (b) 各メーカーは所定のチェックリスト(様式1)により合否を客観的に判断する。合否判断については、チェックリストの「必須」項目の全項目が満足されていることが大前提となる。
 - (c) 適合判定をした場合は、PC3R の「PCグリーンラベル担当」に報告をする(様式1の PDF ファイルを電子メールで送付する)。様式1が改訂される度に同様に行う。報告の目的は、PC3R の Web サイト(PCグリーンラベル適合製品サイト)に企業審査基準に適合されたメーカー名を掲載するためである。
 - (d) 企業審査基準の結果を PC3R に報告したメーカーは、製品審査に基づいて適合製品を販売しなければならない。
- ④ 「製品審査」について
 - (a) 上記「企業審査」に適合となった場合に、基本的には自己宣言型ラベルであるので、各メーカーが所定のチェックリスト(様式2)により合否を客観的に判断してロゴマーク等を利用できる。合否判断については、チェックリストの「必須」項目の全項目が満足されていることが大前提となる。
 - (b) 基準への適合を主張するメーカーは、速やかに下記の対応が必要となる。
 - ◆ 適合した製品は、本資料末尾の「PC グリーンラベルロゴマークの使用に関する規程」及び「PC グリーンラベル環境性能の可視化に関する規程」により順守を義務づける。Web サイトへの掲載期間は、当該製品の生産終了後3年を目安とする。
 - ◆ 適合と判断した際のエビデンス資料などについては、マネージメントを的確に実施し、ユーザーなどからの諸問合せに対応できる体制を有すること。
 - (c) ロゴマーク等の使用メーカーは、『適合製品の一般社団法人 パソコン3R 推進協会(または PC3R)が定める PC グリーンラベル審査基準との適合性については、当社の責任である。』を少なくとも自社の Web サイト(PC グリーンラベル適合製品が掲載されているページ等)に明記する。

注)下線部は必要に応じて記載することも可能とする。

⑤事務局としての役割

- (a)PC3R のWebサイトに、ラベル制度及び運営などに関するサイトを作り、ラベル制度の「実施要領」等の公開とともに、各メーカーの合格した製品がわかるようにポータル機能も持たせる。
- (b)ユーザーから電子メールなどにて、種々の問合せも受け付けられるような配慮をする。
- (c)各メーカーやユーザーからの問合せ内容をFAQ化して、便宜を図る。
- (d)「企業審査」及び「製品審査」の時に使用する「チェックリスト(様式1及び2のEXCELファイル)」を電子データでPC3Rの正会員の連絡担当者及びラベル委員会の委員に提供する。
- (e)問題が起きないようにするために説明会等を利用し、メーカー関係者への周知徹底を図る(新基準発行後、適宜実施)。説明は、「ラベル委員会」の代表者から行う。

(2)ラベル制度の運営

①信頼性の確保

- (a)基準への適合を主張するメーカーは、自己宣言による環境主張の検証に必要なデータの評価及び提供に責任を持たなければならない。
- (b)メーカーは、基準への適合について証明書、設計書、監査結果、試験成績書等で確認することが必要である。
- (c)ユーザーが基準への適合について検証する必要性が生じた場合には、問合せに応じて必要な範囲で情報を提供することが必要である。

②ラベルに関する問合せや損害賠償請求などへの対応は、下記を基本スタンスとする。

- (a)ラベル基準内容との相違に関し、メーカーまたはPC3Rに対してなされた問合せ、クレーム及び損害賠償請求については、全て該当メーカーが自社の責任において対応を図る。特にクレームについては、速やかに是正のための処置を図り、その内容・経過・対策・結果などについて、「ラベル委員会」に報告をするものとする(様式自由)。なお、PC3Rは、製品のラベル基準内容との相違に関して何ら責任を有するものではない。
- (b)ラベル制度そのものについての問合せなどがあった場合には、必要に応じて「ラベル委員会」内のテーマとして審議し、速やかな対応を図る。

③本資料末尾の「PC グリーンラベルロゴマークの使用に関する規程」及び「PC グリーンラベル環境性能の可視化に関する規程」により順守を義務づける。

(3)ラベル制度の普及促進

効果的なラベル制度の普及促進策を継続的に検討・推進する。

3 ラベル制度の適用

Ver. 12の基準は、2012年4月1日以降に販売される製品に適用する。

注1)旧基準の製品を継続して販売する場合は、新基準にて適用することができる。グリーン購入の要件では最新版での適用が要求されることが多いため、常に最新版での適用を推奨する。

- 2)2011年度版の基準は、2012年3月末までに販売開始される製品に適用する。
- 3)当該基準が終了となる時期は、次期の実施要領に基づく。

4 ラベル制度に関する PC3R 窓口

一般社団法人 パソコン 3R 推進協会
PC グリーンラベル担当
【電話】03-5282-7685 【FAX】03-3233-6091
【電子メール】webmaster@pc3r.jp
【住所】〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3丁目8番地 中北ビル7階

PCグリーンラベル基準項目

C-1 「環境配慮型パソコン」を設計・製造できる企業体制

(1)環境管理システム

- ① パソコンの製品開発または最終製造(組立)にかかわる事業所(企業)は、ISO 14001(環境マネジメントシステム)または同等のシステムが構築・運用されていること。

(2)オゾン層破壊物質

- ① オゾン層保護法に規制される化学物質が、パソコンの直接製品納入業者及び最終製造(組立)工程でも洗浄剤として利用されていないこと。
- ② 使用済パソコンのリユースやリサイクル工程でも使用されていないこと。

(3)事前評価

- ① 電子情報技術産業協会(以下、「JEITA」という。)の「パーソナルコンピュータの環境設計アセスメントガイドライン(以下、「環境設計ガイドライン」という。)」に準拠して、あらかじめ、パソコンの種類ごとに評価項目、評価基準及び評価方法を定めていること。
- ② 製品を設計する際、使用済パソコンの発生量の抑制を図るとともに、再生資源または再生部品の利用の促進を図るなど、製品の事前評価を行うシステムが構築されていること。
- ③ 評価を行うに際し、必要な記録をすること。

(4)リデュースを配慮した体制

- ① 修理に係る技術者を確保し、自社製品の修理を行う体制が整っていると同時に、製品を製造打ち切り後、当該製品について、少なくとも5年間、修理が受けられるよう体制が整備されていること。

(5)回収及び処理

- ① 資源有効利用促進法及び廃棄物処理法に合致したリサイクルシステムを有すること。

事業者もしくは家庭から排出されるパソコンに関して、排出者から回収拠点まで、回収拠点から中間処理施設(再生処理施設を含む)や最終処分場までの円滑な収集・運搬システムが構築されていること。

適切な再資源化処理ができるような施設・システムを有すること。

実際に使用済パソコンのリユース・リサイクルを担当する企業が、適切な環境管理システムを構築しているとともに、その企業に対して定期的に監査(委託内容に関する実態把握含む)を実施していること。

C-2 情報提供

(1)ユーザーに対する情報提供

- ① 製品の安全な使用方法、使用済となった時の問合せ窓口・処理方法などを、マニュアルに記載するなどの情報提供ができていること。

- ② 修理及びアップグレード性の条件に関する情報提供が適切にできており、問合せ窓口が容易に分かるようにしていること。
- ③ 使用済パソコンの回収及び処理・再資源化の状況について、毎年度、公表すること。
- ④ 定期的に環境報告書または CSR レポートを発行していること。

(2)自治体に対する情報提供

- ① 使用済パソコンの引き取りに関する情報を公表すること。

(3)保守関連企業(部門) に対する情報提供

- ① リデュースを促進する観点から、修理・保守を容易にするためのマニュアルを提供するなどの情報提供ができていていること。

(4)リサイクル・処理企業に対する情報提供

- ① リサイクル・処理企業が、使用済パソコンを適正処理できるように解体・処理の手順などに関する適切な情報提供ができていていること。特に有害/危険物質に関して、処理安全性などの観点から適切な情報が提供されていること。

P-1 環境に配慮した設計・製造

(1)省エネルギー性

- ① 製品は省エネルギーに配慮した設計であること。
- ② 消費電力などの情報をカタログ、マニュアル及び Web サイト、または製品本体 (AC アダプター含む) に記載していること。

(2)取扱い安全性及び電磁波影響

- ① 機器の安全性については、「JIS C6950」、「J60950」などの安全規格に準拠していること
- ② 電磁波影響については、VCCI 協会の基準に適合していること。

(3)人と環境に影響を及ぼす恐れのある化学物質

- ① 日本の関連法規制を順守し、グリーン調達調査共通化協議会 (JGPSSI) の「電気・電子機器製品に関する含有化学物質情報開示 (JIG-101)」等を準用して含有化学物質を管理していること。
- ② 25g 以上のプラスチック部品には、IARC (国際がん研究所) の発ガン性物質に分類される物質 (レベル 1、2A) を使用していない、または R40,R45,R46,R48,R50,R51,R53,R60 及び R61 に分類される難燃性物質/調剤を 0.1% 超えて使用していないこと。

- ③ オゾン層保護法に規制される化学物質が、パソコンの構成部品、保守部品、包装材などに使用されていないこと。
- ④ 鉛、カドミウム、六価クロム、水銀、特定臭素系難燃剤(PBB、PBDE)の特定化学物質は、製品中で含有率が基準値以下であること。(日本の J-Moss グリーンマークまたは欧州連合の RoHS 指令に対応していること)
- ⑤ 直接長時間皮膚に接触する部位のニッケルはJIG-101の基準を超えないこと。
- ⑥ アスベストを含有していないこと。
- ⑦ ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフェニル(PCT)を含有していないこと。
- ⑧ 炭素原子数 10~13、最低塩素重量濃度 48%の短鎖塩素化パラフィン(SCCP)を含有していないこと。
- ⑨ 25g 以上のプラスチック部品、25g 以上のプリント基板はハロゲンフリーであること。
- ⑩ 液晶バックライトの光源には、水銀含有量 5mg 未満/本の冷陰極管を使用しているか、または水銀を使用していない(LED などを使用している)こと。
- ⑪ 電池に含まれる化学物質は、基準値以下であること。(ボタン電池を除く電池:カドミウム 0.002wt%、水銀 0.0005wt%、ボタン電池:カドミウム 0.002wt% 水銀 2wt%)
- ⑬ 特定の揮発性有機化合物の放散量は、JEITA の「PCに関するVOC放散速度指針値(以下、「VOC指針値」という。)」に定める指針値以下であること。
- ⑭ 包装材用プラスチックには、有機ハロゲン化合物を使用していないこと。また包装材は、鉛、カドミウム、六価クロム、水銀の4物質合計で 100ppm 以下の含有基準であること。
- ⑮ マニュアルには、塩素漂白紙を使用していないこと。

(4)LCA 評価

- ① LCA(ライフサイクルアセスメント)による、製品の各ステージにおける環境影響評価を実施していること。

P-23R に配慮した設計・製造

(1)リデュースを配慮した設計

- ① 製品は省資源化に配慮した設計であること。
- ② 製品は長寿命化に配慮した設計であること。

(2)リユースを配慮した設計

- ① ハードディスク装置(HDD)、フロッピーディスク装置(FDD)、ディスプレイ、光ディスク装置(ODD)、メモリーモジュール、CPU、ファンなどに、リユース可能なユニット/部品を使用していること。

- ② リユース可能な部品/ユニットは、機能破壊されることなく分離できる構造を採用していること。
- ③ パソコンのリユース対象部品の寿命または製造年月を把握していること。

(3)リサイクルを配慮した設計

- ① 機能を損なわない範囲で金属材料の統一、リサイクルを困難にする表面処理を行った材料の回避、リサイクル可能なプラスチックを採用していること。
- ② 機能を損なわない範囲で、25g 以上のプラスチック材料については、種類の削減、または統合していること。
- ③ 25g 以上のプラスチック部品には、「JIS K6899/K6999」または「ISO 1043/11469」に従った材料表示を行い、分別のための工夫を行っていること。
- ④ 製品の解体、分離が容易な構造であること。
- ⑤ 二次電池(バッテリー・パック)が明確になるような識別表示がされていること。また、二次電池は取り外しが容易な構造であること。
- ⑥ 製品の回収及び運搬が容易な構造であること。

(4)マニュアル及び包装材に対するリデュース、リサイクルの配慮

- ① マニュアルに関し、リデュースが配慮されていること。
- ② 包装材に関し、リデュースが配慮されていること。
- ③ 包装材に関し、リサイクルが配慮されていること。
- ④ 包装材に関し、収集・運搬が容易な形態であること。

様式1 記入マニュアル

【企業審査 Ver. 6】

様式1は Windows 版 office だけに対応しているため、他の office で使用する場合、手作業でチェックする。

1. チェックリスト(様式 1-2)

「基準を満たす」場合は✓を記入する。

2. 解説

C-1(1)環境管理システム

- ISO 14001 を取得(同等レベル含む)している場合は、自社の Web サイトに登録証の写しを掲載するか、製品カタログで訴求することが望ましい。

C-1(2)オゾン層破壊物質

- 「直接製品納入業者」というのは、OEM 先のことを意味する。
- オゾン層保護法で規制される化学物質とは、CFC、HCFC、臭化メチル、ハロン、HBFC、四塩化炭素、1.1.1-トリクロロエタンを指す。
- 製造工程及びリサイクル工程での使用とは、洗浄剤などの部品や製品の製造・リサイクルのために直接使用されるものを対象とする。

C-1(3) 事前評価

- 「環境設計ガイドライン」は下記 URL からダウンロードできる。

<http://home.jeita.or.jp/cgi-bin/page/detail.cgi?n=47&ca=14>

C-1(4)リデュースを配慮した体制

- 5年間以上の修理体制をもっていることが保証書、マニュアルなどに記載されていれば「✓」とする。

C-1(5)回収及び適正処理

- 家庭系及び事業系パソコンについて、下記のいずれかの許認可が取得できていれば「✓」とする。
 - 「廃棄物処理法の広域再生利用指定制度又は広域認定制度の認定証」
 - 「廃棄物処理法の収集・運搬及び処理の許可証」
- リサイクル処理の委託先企業については、定期的に監査または確認を行うということが委託契約書などに記載されていれば「✓」とする。

C-2(1)ユーザーに対する情報提供

- ①a については、製品の安全な使用方法がマニュアルに記載されていれば「✓」とする。
- ①b については、使用済みパソコン回収の問合せ窓口、処理方法が Web サイトに記載されていれば「✓」とする。

- ②については、修理条件、アップグレード、問合せ窓口がマニュアルあるいは Web サイトに記載されていれば「✓」とする。
- ③については、使用済パソコンの回収状況処理、再資源化の状況が Web サイトに記載されていれば「✓」とする。
- ④については、環境報告書などが発行されている、あるいは環境方針やリサイクルに関する情報が Web サイトに掲載されていれば「✓」とする。

C-2(2)自治体に対する情報提供

- 自治体に適切な情報(引取条件)が提供されていることが Web サイトに記載されていれば「✓」とする。

C-2(3)保守関連企業(部門)に対する情報提供

- 保守部門に保守マニュアル(修理マニュアル)などが提供されていれば「✓」とする。

C-2(4)リサイクル・処理企業に対する情報提供

- ①については、リサイクル・処理企業が使用済パソコンを適正処理できるように、解体・処理の手順などに関する適切な情報提供が出来ていれば「✓」とする。
情報提供方法は、各社 Web サイトでの情報公開あるいはリサイクル・処理企業からの要求に応じての情報(資料)提供のいずれかとする。
- ②については、鉛、カドミウム、六価クロム、水銀、特定臭素系難燃剤(PBB、PBDE)に関する含有情報が、「電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法(JIS C 0950): J-Moss」に基づき、Web サイトに掲載されていれば「✓」とする。

様式2 記入マニュアル

【製品審査 Ver. 12】

様式2は Windows 版 office だけに対応しているため、他の office で使用する場合、様式 2-1 は手作業でチェックする。その結果に基づき、様式 2-2 の「対応状況」欄をチェックし(✓印を記入)、格付け基準に従って「環境性能」欄(セル E15)に環境性能レーティング(★★☆等)を記入する。

「デスクトップ型」のディスプレイを含めたセットモデルでは、「パソコン本体部分」と「ディスプレイ部分」に分けて各々審査する。ただし、パソコン本体部分とディスプレイ部分の消費電力を別々に測定することができなく、かつ1本の電源コードでコンセントに接続するものは(ディスプレイはパソコン本体から DC 供給)、セットとして審査する。デスクトップ型(セット)は、この定義に該当する。

1. チェックリスト(様式 2-1)

- (1)必須項目については、全て満足する(✓印を記入)ことが大前提となる。なお、選択項目については、対応できるもの(✓印を記入)が1個以上必要である。加点項目については、環境性能を評価するもので、審査する製品が適合していれば「✓」とする。
- (2)デスクトップ型(セット)については、以下の7項目に限り本体部分とディスプレイ部分それぞれが対応されている必要がある。一方が対応できていても他方が対応できていない項目がある場合は、その項目は対応できていないものとする。
 - ①25g以上のプラスチック部品はハロゲンフリーである(ユニット除く)。
 - ②25g以上のプリント基板はハロゲンフリーである(コンポーネント及びユニット除く)。
 - ③特定の揮発性有機化合物の放散量は、JEITAの「PCに関するVOC放散速度指針値」に定める指針値以下である。
 - ④マニュアルには塩素漂白紙を使用していない。
 - ⑤LCA(ライフサイクルアセスメント)を実施している。
 - ⑥25g以上のプラスチック部品は金属メッキの表面処理を回避している。
 - ⑦25g以上のプラスチック部品は、塗装、樹脂コーティング、UVコーティングなどの表面処理を回避している。
- (3)入力手順は以下のとおりである。
 - ①”選択”“必須”及び”加点”をチェックする。P-1(3)③項のVOCについては、“適合”、“測定中”、“対象外”のいずれかをチェックする。未チェックの場合は、“不適合”を意味する。
 - ②”入力確定”ボタンをクリックする。適合状況に“未入力有”が表示された場合は、未チェック項目があることを示し、未入力の必須項目欄がピンクに表示される。
また“入力確定”ボタンをクリックすると、必要なデータが様式 2-2 に転送される。
 - ③過去に作成したデータを引用して新規製品のデータを作成する場合は、以下のいずれかの方法による。
 - 同一製品タイプにおいて一部のデータを修正する場合は、その部分を修正する。
ただし、チェックリストを修正した場合は再度“入力確定”ボタンをクリックする。
 - 別の製品タイプを入力する場合は、製品タイプを選択し直すと、タイプ別非該当項目、加点項目が Reset されるので再度入力し“入力確定”ボタンをクリックする。

2. 環境情報(様式 2-2)

製品の環境性能等の情報をまとめたものである。様式 2-1 の結果から自動的に表示される箇所と入力する箇所がある。様式 2-1 を記入後、未表示箇所を入力する。

- 情報更新日: 様式 2-2 の記載内容に変更が発生した場合及び旧基準の製品を継続して販売し新基準を適用する場合は更新日を記載する。
- シリーズ名/型名(型番): シリーズ単位かつ装置サイズ単位かつ代表型名(型番)とする。代表型名(型番)(例: PC-AAAA**BB)とした場合、型名(型番)欄に「**」の説明を記載する。「**」の代替案として「a, b」などもある。なお、様式 2-2 は公開するため、1枚に収めることが望ましいが、上記の方法が難しい場合やフォントサイズを縮小しても収まらない場合には、最大2枚まで許容する。
- 製品アピール: 製品固有の環境関連事項について記載する。
- お問い合わせ: 外部からの問合せに対応できる部署のメールアドレス、Web URL、電話番号、FAX番号などが望ましい。なお、個人が特定できるメールアドレスは避けること。

3. 解説

P-1(1)①

- オフモードの定義、消費電力の測定条件は欧州の ErP(エコデザイン)指令 Lot6 に準拠とする。(パソコンのオフモードの定義は、WOL が無効な状態とし、ACPI システムの S5 状態に相当)

P-1(1)②

- 「消費電力などの情報」とは「消費電力」「エネルギー消費効率」「省電力機能」の説明を示す。(全てが書かれている必要はない)

P-1(2)①

- 同等の規格には、IEC60950、UL60950、CSA60950 などがある。

P-1(2)②

- VCCI 基準に適合していれば「✓」。ただし、VCCI 協会に登録申請しない製品は、カタログなどで VCCI 適合を訴求できない。

P-1(3)①

- 関連法規を順守し、また JGPSSI の「含有化学物質情報開示(JIG-101)」を準用していれば「✓」。ただし、「含有化学物質情報開示(JIG-101)」は、当面の間、構成部品などの購入時ドキュメント(「購入仕様書」、「メーカー確認書」など)で確認していればよい。
- 「関連法規」とは、化審法(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律)第 1 種特定化学物質及び安衛法(労働安全衛生法)を示し、製造などが禁止される化学物質を使用していないこと。

「化学物質の使用」とは、素材、部品製造時に性能、機能を出すために必要な化学物質を意図的に添加することをいう。従って、想定しない物質(不純物)が混入する場合や、生産工程で使用されても理論的に素材や部品に残らない場合は、化学物質の使用に当たらない。

- 「含有化学物質情報開示(JIG-101)」は下記 URL からダウンロードできる。

http://210.254.215.73/jeita_eps/green/greendata/JIG200601/JIG_Japanese060105.pdf

P-1(3)②

- プラスチック部品とは、パソコン本体、キーボード、ディスプレイなどの筐体、内部シャーシー、ディスプレイスタンドなどに使用されるプラスチック製部品を指し、マウス、リモコン、AC アダプター、内部のユニットや部品などは対象外。
- IARC の指定物質の中で、高分子材料の原料として使用されているものは対象外。
- 「六価クロム」、「カドミウム」は P-1(3)④で、また「ホルムアルデヒド」は P-1(3)⑬で規定しているので対象外。
- 購入時に「発ガン性物質が使用されていない」ことをドキュメント(「購入仕様書」、「メーカー確認書」など)で確認していれば、当面は「✓」という判断をする。
- IARC の発ガン性物質については下記を参照。

<http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>

- リスクフレーズの発ガン性物質は ECMA-370 準拠とした。詳細については下記を参照。

http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2004/l_216/l_21620040616en00030310.pdf#search='2004/73/EC'

P-1(3)③

- 構成部品などの購入時に「オゾン層保護法で規定された化学物質が使用されていない」ことをドキュメント(「購入仕様書」、「メーカー確認書」など)で確認していれば「✓」とする。

P-1(3)④

- 製品に含まれる特定化学物質の除外項目及び含有率の算出の考え方は、「電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法 (JIS C 0950)」、業界ガイドライン及び RoHS 指令を参照すること。

P-1(3)⑤

- ステンレス鋼やめっきを対象とする。また、パソコンの操作時に長時間接触する部位として、ノート型のパームレスト、マウス、タブレット PC の筐体及びペンなどがある。

P-1(3)⑨

- プラスチック部品とは、パソコン本体、キーボード、ディスプレイなどの筐体、内部シャーシー、ディスプレイスタンドなどに使用されるプラスチック製部品を指し、マウス、リモコン、AC アダプター、内部のユニットや部品などは対象外。
- プリント基板とは、パソコン本体、ディスプレイに直接使用される部品実装前のプリント基板を指し、電源、HDD、ODD、キーボード、マウス、リモコン、部品などは対象外。
- ハロゲンは塩素、臭素を対象とする。プリント基板のハロゲンフリーの定義として、JPCA が定めている臭素:900ppm 以下、塩素:900ppm 以下、臭素+塩素:1,500ppm 以下とする。
注)プラスチック部品には基準がないため、上記 JPCA 規格または各社の社内基準を暫定的に使用することも可能とする。

P-1(3)⑬

- タイプ群(製品区分)のなかで放散量の多い製品(容積、質量、ディスプレイサイズ、熱分布、材料データなどから判断)を選定し、この測定結果が指針値以下であるなら、タイプ群のなかの製品は全機種適合と見なす。ただし、ロットばらつきなどを考慮し、指針値に対しマージンが少ない場合は、複数台の測定を行い判断すること。
- “測定中”として審査した製品が測定後、“適合”あるいは“不適合”となった場合、情報開示している環境配慮型製品情報(様式 2-2)の入替えを確実にすること。
- 「VOC 指針値」は下記 URL からダウンロードできる。

<http://home.jeita.or.jp/cgi-bin/page/detail.cgi?n=30&ca=14>

- 「VOC指針値」が改版された時、最新の発行日から半年間は旧版に基づく測定の結果で判断することができる。なお、外部からの問合せに対応できるように、測定したときの「VOC指針値」のバージョンを管理しておくこと。
- 30型以上のディスプレイは対象外である。ただし、「VOC指針値」を準用することができる。

P-1(3)⑭

- 有機ハロゲン化合物とは、ポリ塩化ビニルなどのプラスチック、プラスチックの難燃剤、プラスチックの発泡剤などを指す。
- 有機ハロゲン化合物の判断基準は、JPCA 規格(臭素:900ppm 以下、塩素:900ppm 以下、臭素+塩素:1,500ppm 以下)または各社の社内基準を暫定的に使用することも可能とする。

P-1(4)①

- LCA とは、製品の製造(素材、製品)、輸送、使用、廃棄/リサイクルの各ステージにおける環境負荷を定量的に評価する手法であり、ここでも同様に扱う。
- LCA の評価方法としては、各社独自の LCA プログラムあるいは第三者機関のものを使用して評価する。ここでは主に CO2 排出量に換算して評価する。

P-2(1)①

- 「環境設計ガイドライン」をベースに判断をする。
従来モデルと性能比(単位性能あたり)で比較して同等以上であれば「✓」とする。

性能とは、CPU 性能(複合理論性能:GTP)、ディスプレイ解像度などを指す。同じ解像度で機能(例:スピーカー)が追加された場合は、追加機能部分を削除して評価するか、新機種として考える。
- ここでいう筐体とは、主として外観を構成する外装カバー、内部シャーシー、ディスプレイスタンドなどを指す。外装カバーは、機器を環境影響から保護するとともに、機器利用者の安全を確保するものである。また部品とは、筐体に取り付けられるコネクタカバー、オプションカバー、レンズ、機器銘板など装飾品として扱う筐体小物部品を指す。
- 再生プラスチックの定義は JIS Q 14021 による。

【参考】

リサイクル材料含有率及びこれに関連する用語の定義は、次による。

- a) **リサイクル材料含有率** 製品又は包装中に含有するリサイクル材料の質量比。プレコンシューマ材料及びポストコンシューマ材料だけをリサイクル材料とみなさなければならない。なお、これらの材料は、次の用語の定義による。
 - 1) **プレコンシューマ材料** 製造工程における廃棄物の流れから取り出された材料。その発生と同一の工程で再使用できる加工不適合品、研磨不適合品、スクラップなどの再利用を除く。
 - 2) **ポストコンシューマ材料** 家庭から排出される材料、又は製品のエンドユーザとしての商業施設、工業施設及び各種施設から本来の目的のためにはもはや使用できなくなった製品として発生する材料。これには、流通経路から戻される材料を含む。
- b) **リサイクル材料** 製造工程において回収[再生]材料から再加工され、更に最終製品、又は製品へ組み込まれる部品に使用される材料。
- c) **回収[再生]材料** 廃棄物として処分されるはずの材料、又はエネルギー回収の目的に供されるはずの材料ではあるが、代わってリサイクル又は製造工程のために、新規の原料に替わる原料として収集及び回収[再生]される材料。

P-2(1)②

- メモリーの増設など、メーカーが保証できる範囲で、ユーザーがアップグレードできるような配慮がされているかどうかにより判断する。
- 「一般的に利用可能な道具」とは、一般に購入可能な道具を指す。

P-2(2)①

- 「環境設計ガイドライン」をベースに判断をする。
- 「リユース」とは、ユーザーから使用済みとなり、回収された製品などから、リユース可能なものを選択し、そのままもしくはリペアなどを施した上で修理部品などに使用することである。

P-2(2)②

- 「環境設計ガイドライン」をベースに判断をする。
- 具体的には、製品設計段階でリユース対象部品などを取り付けているねじなどの数、種類、工法などが、取り外し容易な構造になっているか、また、解体・分離する際に使用する工具の種類や数が、必要最小限になっているかを評価して判断する。
- 「リユース対象部品など」とは、「リユース可能な部品/ユニット」のことである。

P-2(2)③

- 「環境設計ガイドライン」をベースに判断をする。

P-2(3)①

- 「環境設計ガイドライン」をベースに判断をする。
- 具体的には、この製品が将来、使用済みとなった時に、リサイクルが可能と判断される部品や材料の質量割合を定量的に推定、評価していることを確認して判断する。
- 使用する塗装類がリサイクル対応型(親和性塗料)の場合は、リサイクルが可能と見なす。

P-2(3)③

- 「環境設計ガイドライン」をベースに判断をする。
- 200 mm²以上の平面がない部品及び機能を損なうおそれのある部品(例:液晶ディスプレイの導光板など)は除く。

P-2(3)④

- 「環境設計ガイドライン」をベースに判断をする。
- 原則的にリユース、マテリアルリサイクルを優先とするリサイクル可能率の向上が重要であり、特にプラスチック部品では、ラベル貼り付け、金属インサート、接着などの回避または削減がされていることを確認して判断する。
- 「異種材料」の分離は、以下が可能であれば「✓」という判断をする。
 - 金属インサート成型部品は、切断・破碎などにより金属部品を分離可能である。
 - プラスチック部品は、接着・溶着・カシメなどの箇所が一般工具で分離可能である。

P-2(3)⑤

- 「取り外し容易」とは「環境設計ガイドライン」の A, B, C レベルであれば「✓」という判断をする。

P-2(4)①②

- マニュアルは、自社の責任にて製作したものを示す。

「環境を配慮したバージンパルプ」とは、紙の原料(木材など)が原料産出地の法律、規則を守って生産されたもの、または森林環境に配慮した森林認証材などで生産されたものを示す。

- 「電子マニュアル」とは、本体内蔵の HDD あるいは添付の媒体を指す。
- 質量については、従来モデルに比較して同等以下となっていれば「✓」とする。

P-2(4)③

- 「資源有効利用促進法」に準拠しているかどうかで判断をする。

〔参考〕

上記法律の中で、分別回収のための「指定表示製品」として、紙製容器包装とプラスチック製容器包装が指定されており、容器包装への識別表示が義務づけられている。識別表示のための識別表示マークは、上記法律で規定されているマークである。下記 URL に事例がある。

<http://www.aeha.or.jp/02/a02.html>

P-2(4)④

- 主に段ボールを対象とし、「環境設計ガイドライン」をベースに判断をする。

PC グリーンラベルロゴマークの使用に関する規程

1 目的

本規程は、PC3R「ラベル委員会」が定めた「PC グリーンラベル基準項目（以下、「基準項目」という。）」を満たしていることを示す「PC グリーンラベルロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）」の使用に関する規程である。

本規程を通じてロゴマークが適正に使用されることにより、「PCグリーンラベル制度」が健全に普及することを目的とする。

2 ロゴマークの使用範囲

ロゴマークの使用範囲は、「PC グリーンラベル製品審査基準（以下、「製品審査基準」という。）」を満たしている製品本体、製品カタログ、マニュアル、梱包箱、広告印刷物、Web サイト及びこれらに類するものを対象とする。

3 ロゴマークの表示方法

ロゴマークの表示は、可能な限り環境に配慮した方法を採用する。例えば、製品本体にロゴマークを表示する場合は、製品本体に直接表示するか、機器銘板など既存のラベルに直接表示することが望ましい。同様に梱包箱に表示する場合は、梱包箱に直接印刷することが望ましい。（個別のロゴラベルは資源の無駄となるため推奨しない）

4 ロゴマークの使用資格と使用責任

PC3Rは、「PC グリーンラベル適用報告書【企業審査】（以下、「企業審査」という。）」提出メーカーに対してのみ、ロゴマーク等の使用を許諾することができる。メーカーは、ロゴマーク等を使用するにあたって、該当製品が「製品審査基準」を満たしていることを検証するとともに、継続的に検証しなければならない。なお、「製品審査基準」との適合性については、メーカーの責任となるため、特段の注意が必要である。

5 使用規程違反の取り扱い

- (1)ロゴマーク等の使用にあたっては、不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令を順守するとともに、ユーザーに誤解を与えるような表示または表現は避けなければならない。
- (2)ロゴマーク等の使用製品が本規程及び「PCグリーンラベル環境性能の可視化に関する規程」に違反した場合、PC3Rはロゴマーク等の使用メーカーに対し、以下のペナルティーを科することができる。ペナルティーの目的は、違反行為により利益を得たメーカーへの制裁及び健全に取り組んでいるメーカーの保護である。

違反内容	ペナルティー内容
情報開示の内容が適切でない場合（基準バージョンミス、評価項目チェックミス、環境性能レーティングミスなど）。ただし、過小評価・表示の場合は対象外とする。	表示内容等の変更を書面により指示することができる。指示後1ヶ月以内に情報内容が適切な内容に訂正されない場合は、ロゴマーク等の使用を取消することができる。
ロゴマーク等を無断使用した場合	当該製品のロゴマーク等の使用を取消するとともに、違約金を徴収することができる。違約金は10円/台とし最高100万円とする（別途消費税）。違約金の支払いに応じない場合は、当該メーカーが販売した全製品のロゴマーク等の使用資格を剥奪するとともに、その内容を公表する。公表する内容は、メーカー名、製品名、対象台数、違反内容、処分内容などとする。

6 使用資格の消滅について

「基準項目」の見直しなどにより、「企業審査」適合の効力を失ったメーカーは、同時にロゴマーク等の使用資格も消滅する。ただし、自社の審査により、最新版の「企業審査」に適合した場合は、この限りでない。

7 ロゴマークに付随する文言

(1)ロゴマークには、次の例を参考に文言を付記しなければならない。

例 1)『PC3R「PC グリーンラベル制度」の審査基準(Ver. 12)を満たしています。詳細は、Web サイト <http://www.pc3r.jp> をご覧下さい。』

例 2)『パソコンの設計・製造からリユース・リサイクルに至るまで、環境に対する包括的な取り組みを表した環境ラベルです。PC3R「PC グリーンラベル制度」の審査基準(Ver. 12)を満たしています。詳細は Web サイト <http://www.pc3r.jp> をご覧下さい。』

注 1)一つのカatalogに、旧基準と新基準に適合した製品を掲載する場合、基準バージョンと対象機種を明確にすること(例:PC-ABC:2011 年度版 PC-DEF:Ver. 12)

2)Web サイトの URL は右記を使用してもよい。<http://www.pc3r.jp/greenlabel/index.html>

(2)製品カタログ及びマニュアルにおける上記(1)に掲げる文言は、“PCグリーンラベル”とともにロゴマークに隣接して記載する必要がある(記載例を下図に示す)。そのうえで、ロゴマークを別のページに単独使用することができる。




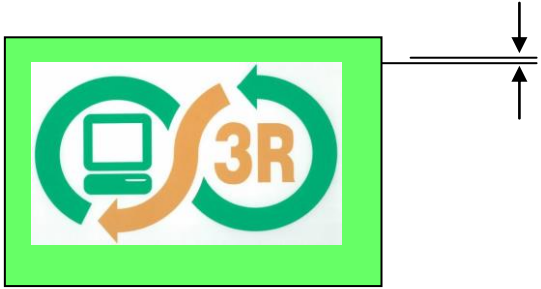

Webサイトにおいて製品の近傍にロゴマークを単独使用する場合は、ロゴマークに“PCグリーンラベル”を付与することが望ましい。

製品本体及び梱包箱には、“PCグリーンラベル”及び文言を記載する必要はない。広告印刷物などにおいては、脚注等に記載してもよい。



PCグリーンラベル

PC3R「PCグリーンラベル制度」の審査基準(Ver. 12)を満たしています。
詳細は、Webサイト <http://www.pc3r.jp> をご覧下さい。

基本デザイン	
<p>デジタル・データを直接、または拡大・縮小したものを使用する。 複写機などで縮小・拡大しての使用は避ける。</p>	
基本カラー	
<p>カラー使用時</p> <p>特色の場合 DIC : 638</p> <p>■ 4色分解の場合 シアン 90%+イエロー100%</p> <p>特色の場合 DIC : 163</p> <p>■ 4色分解の場合 マゼンタ 50%+イエロー100%</p>	
<p>モノクロ使用時</p> <p>■ 100%</p> <p>■ アミ 60%</p>	
背景色との関係	
<p>背景色がロゴの色に近い場合は、1mm 以上の余白を設ける。</p>	
最小使用サイズ	
<p>左右 13mm 以上を推奨する。</p>	
使用禁止例	
<p>ロゴマークの変形、デザイン加工、基本色以外の使用は禁止する。 ただし、ロゴマークが小さい場合や梱包箱など印刷面の状態により、印刷品質を維持できない場合は、モノクロのグレー部分はアミ 30～100%の範囲で使用可能とする。</p>	

PCグリーンラベル環境性能の可視化に関する規程

1 目的

本規程は、PC3R「ラベル委員会」が定めた「PCグリーンラベル製品審査基準」(以下、「製品審査基準」という。))に適合した製品の環境性能をランク付けし、消費者へのさらなる環境情報の提供と環境配慮型製品の市場の拡大を図ることを目的とする。

2 加点項目

PCグリーンラベル適合製品の環境性能を定義するため、加点項目を下表のとおり定める。加点項目は製品審査基準における加点項目を指し、「✓」が製品タイプごとの対象項目である。

項	加点項目	ノート型 デスクトップ型(セット) 一体型 ディスプレイ	デスクトップ型
1	オフモード時の消費電力は0.5W以下である	✓	✓
2	液晶ディスプレイは周囲の明るさを感知して輝度を自動調整する省電力機能を保有している	✓	/
3	25g以上のプラスチック部品はハロゲンフリーである(ユニット除く)	✓	✓
4	25g以上のプリント基板はハロゲンフリーである(コンポーネント及びユニット除く)	✓	✓
5	液晶ディスプレイのバックライトには水銀を使用していない(LEDなどを使用している)	✓	/
6	VOC(揮発性有機化合物)等の放散量はJEITAの「PCに関するVOC放散速度指針値」に定める指針値以下である	✓	✓
7	マニュアルには塩素漂白紙を使用していない	✓	✓
8	LCA(ライフサイクルアセスメント)を実施している	✓	✓
9	再生プラスチックを使用している	✓	✓
10	25g以上のプラスチック部品は金属メッキの表面処理を回避している	✓	✓
11	25g以上のプラスチック部品は塗装類の表面処理を回避している	✓	✓

3 環境性能の格付け基準

本規程の環境性能レーティング(以下、「レーティング」という。)は、製品審査基準に適合された製品を加点項目の達成状況に応じて格付けするものである。格付けは星による三段階評価とし、基準の定義は下表による。

レーティング	★	★★	★★★
製品審査基準	適合	適合	適合
加点項目達成率	35%未満	35%以上70%未満	70%以上 (加点項目の1項及び6項の適合を含む)

4 情報開示の内容

情報開示の内容は、適合製品のレーティング、基準バージョン及び環境配慮型製品情報とする。

(1) レーティング及び基準バージョン

レーティングは“★★☆”のように表示する。ただし、表示が小さく、☆または★の識別が難しい場合には、例外として“★★”のように表示することができる。

レーティングに基準バージョンを隣接して表示する場合、基準バージョンは“Ver. 12”とする。ただし、スペースがない場合には、“V12”とすることができる。

レーティング及び基準バージョンの表示色は原則、モノクロとする。

(2) 環境配慮型製品情報

様式2-2Jを開示する(下図)。英語サイトに掲載する場合は、様式2-2Eを開示する。

環境配慮型製品情報 (Ver. 12)		
情報更新日(西暦、年月日)		
メーカー名		
製品タイプ		
対象ユーザー <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人/法人		
シリーズ名		
型名(型番)		
発売時期(西暦、年月)		
製品アビリティ(3行以内)		
PCグリーンラベル適合製品		
お問い合わせ		
本製品の環境性能は		
<small><格付け基準></small> ★ 加点項目35%未満 ★★ 加点項目35%以上70%未満 ★★★ 加点項目70%以上+1.6項必須		
項	環境性能加点項目	対応状況
1	待機モード時の消費電力は0.5W以下である	
2	液晶ディスプレイは画面の明るさを感知して輝度を自動調整する省電力機能を保有している	
3	25g以上のプラスチック部品はハロゲンフリーである(ユニット除く)	
4	25g以上のプリント基板はハロゲンフリーである(コンポーネント及びユニット除く)	
5	液晶ディスプレイのバックライトには水銀を使用していない(LEDなどを使用している)	
6	VOC(揮発性有機化合物)等の放数量はJEITAの「PCIに関するVOC放散速度指針値」に定める指針値以下である(30型以上のディスプレイは対象外)	
7	マニュアルには塩素漂白剤を使用していない	
8	LCA(ライフサイクルアセスメント)を実施している	
9	再生プラスチックを使用している(使用箇所:)	
10	25g以上のプラスチック部品は金属メッキの表面処理を回避している	
11	25g以上のプラスチック部品は塗装類の表面処理を回避している	
● 本製品はPCグリーンラベル基準(企業審査Ver. 6及び製品審査Ver. 12)に適合しています。 ● 本製品は…に対応しています。 ● ハロゲンは臭素と塩素を対象としています。 ● VOCは代表機種で測定、LCAは代表機種で実施しています。 ● PCグリーンラベル基準の詳細については、 http://www.pc3r.jp/greenlabel/index.html をご覧ください。		

5 情報開示の方法

(1) Webサイトへの掲載方法

情報開示は原則、次の例を参考に自社のPCグリーンラベル適合製品を公開しているWebサイトで行う。さらに環境性能レーティング(★★☆等)の部分にリンクを張り、4(2)項の環境配慮型製品情報(様式2-2)をPDFまたはHTMLとして閲覧できるようにする。なお、同じシリーズにおいて星の数異なる場合は、ただし書きでの掲載も可とする。


例)

基準バージョン	シリーズ名、製品名等	機種名、型名、型番等	発売時期	環境性能レーティング
Ver. 12	PC3R	PC-ABC	2012年4月	★★☆

(2) 製品カタログ(Webカタログ含む)への記載方法

① 製品カタログには、次の例を参考にロゴマーク、レーティング及び基準バージョンを記載しなければならない。ただし、同じシリーズにおいて星の数異なる場合は、ただし書きでの掲載も可とする。なお、レーティングを記載することが原則だが、表示困難な場合には自社のPCグリーンラベル適合製品を公開しているWebサイトに誘導することも可とする(注2)。この場合は、必要な情報がWebサイトに掲載されていなければならない。

例1)環境ページ等に一括記載する場合

	PC-ABC	PC-DEF
PCグリーンラベル  PC3R「PCグリーンラベル制度」の審査基準(Ver. 12)を満たしています。詳細は、Webサイト http://www.pc3r.jp をご覧ください。	★★☆	★★☆

注)例2のように基準バージョンと組み合わせることも可能とする。

例2)仕様一覧に記載する場合

	PC-ABC	PC-DEF
適合規格等	PCグリーンラベル(★★☆ V12)	PCグリーンラベル(★★☆ V12)

例3)ロゴマークと組み合わせる場合(製品画像近傍等に記載する)



注)ロゴマークと組み合わせる場合は、ロゴマーク下の左側にレーティング、右側に基準バージョンを記載しなければならない。表示はロゴマークから1mm以上離し、表示高さはロゴ高さの1/3とする(1.5mm以上が望ましい)。

②製品カタログにレーティングを表示する場合は、次の例を参考にレーティングの説明を記載しなければならない。なお、本内容はWebサイトやマニュアル等の他のものに記載することも可能とする。

『環境性能レーティング(星マーク)とは、加点項目の達成状況に応じて格付けしたものです。
 ★(または★★☆)は達成率35%未満、★★(または★★☆)は35%以上70%未満、★★★は70%以上を示します。』

注1)製品カタログは総合カタログを対象とするが、単独カタログへの記載も妨げない。

2)Webサイトに誘導する場合、ロゴマークに付随する文言と合わせて、以下のように記載することも可能とする。

『PC3R「PCグリーンラベル制度」の審査基準(Ver. 12)を満たしています。基準、適合製品及び環境性能レーティングの詳細は、<http://www.pc3r.jp> をご覧ください。』

なお、WebサイトのURLは自社または以下を使用してもよい。

<http://www.pc3r.jp/greenlabel/index.html>

(3)製品本体、マニュアル、梱包箱などへの表示方法

製品本体、マニュアル、梱包箱などにロゴマークを表示する場合は、レーティング及び基準バージョンを表示しなければならない。ただし、マニュアルについては、表示困難な場合には自社のPCグリーンラベル適合製品を公開しているWebサイトに誘導することも可とする(注2)。この場合は、必要な情報がWebサイトに掲載されていなければならない。




(4)広告印刷物等への表示方法

展示会、雑誌広告、ダイレクトメール等の広告印刷物等において製品を特定できない場合には、「PCグリーンラベルロゴマークの使用に関する規程」に従って表示する。

カタログ及び Web サイトへの記載例

1 製品カタログへの記載例


記載例1) 環境ページ等に一括記載する場合

	PC-ABC	PC-DEF
 <p>PCグリーンラベル PC3R「PCグリーンラベル制度」の審査基準(Ver. 12)を満たしています。詳細は、Webサイト http://www.pc3r.jp をご覧下さい。</p>	★★☆	★★☆

環境性能レーティング(星マーク)とは、加点項目の達成状況に応じて格付けしたものです。
★★☆は達成率35%未満、★★☆は35%以上70%未満、★★★は70%以上を示します。


記載例2) 仕様一覧に記載する場合

	PC-ABC	PC-DEF
適合規格等	PCグリーンラベル(★★☆ V12)	PCグリーンラベル(★★☆ V12)


 **PCグリーンラベル**
PC3R「PCグリーンラベル制度」の審査基準を満たしています。詳細は、Webサイト <http://www.pc3r.jp> をご覧下さい。環境性能レーティング(星マーク)とは、加点項目の達成状況に応じて格付けしたものです。★★☆は達成率35%未満、★★☆は35%以上70%未満、★★★は70%以上を示します。

記載例3) 製品画像近傍等にロゴマークと組み合わせて記載する場合



 **PCグリーンラベル**
PC3R「PCグリーンラベル制度」の審査基準を満たしています。詳細は、Webサイト <http://www.pc3r.jp> をご覧下さい。環境性能レーティング(星マーク)とは、加点項目の達成状況に応じて格付けしたものです。★★☆は達成率35%未満、★★☆は35%以上70%未満、★★★は70%以上を示します。

2 Webサイト(PCグリーンラベル適合製品)への掲載例

 **PCグリーンラベル**
パソコンの設計・製造からリユース・リサイクルに至るまで、環境に対する包括的な取り組みを表した環境ラベルです。
環境性能レーティング(星マーク)とは、加点項目の達成状況に応じて格付けしたものです。
★★☆は達成率35%未満、★★☆は35%以上70%未満、★★★は70%以上を示します。
なお、適合製品の審査基準との適合性については、当社の責任です。

◆ノート型PC

基準バージョン	シリーズ名	機種名	発売時期	環境性能レーティング
Ver. 12	PC3R	PC-ABC	2012年4月	★★☆

改訂履歴：

2011.11.18: Ver.12 発行。

2013.04.01: 以下について誤記等の訂正。

- ・(P 3) 図中の矢印削除。
- ・(P 8) (3)②の R40、～、R61 の「/」を「、」に修正。
- ・(P 9) (3)⑤の文言訂正、及び、⑧の誤記訂正。
- ・(P15) (3) ②及び⑤の文言訂正。
- ・(P16)3行目の誤記訂正。